

令和5年度 第33回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和5年4月20日（木）午後1時30分～午後2時12分
- 2 開催場所 あさご・ささゆりホール
- 3 出席した農業委員 13人
1番 松浦 修三委員 3番 前田 由記夫委員 4番 奥藤 康正委員
5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員 7番 米田 利秋委員
8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員
11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 1人
2番 大森 げん委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 10人
- 6 現地調査委員
農業委員 佐野 伸夫委員 大田垣 強委員
推進委員 吉田 和之委員 池本 晃市委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第161号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第162号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第163号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 事務局職員
事務局長 小田垣 貢 次長 藤原 雅人 主幹 石橋 禎之
農地農政係長 森本 礼子
- 9 農林振興課職員
主事 福富 裕貴
- 10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第33回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。
既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。
最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここから会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第33回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、9番の佐野伸夫委員と10番の大田垣強委員に、議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1「議案第161号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位297番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、御説明させていただきます。受付順位297番の航空写真を御覧ください。申請地は和田山町宮内区となります。所在の説明ですが、国道9号線を和田山から養父方面に北進しますと大蔵小学校がありまして、そこを通り過ぎて700メートルほどのところに旭運送の本社があります。その東側、写真では左側に広がっているのが宮内区となります。申請地は、その宮内区にあります地番●●、●●の1と2の田が3筆、それから、地番●●及び●●の畑の2筆となります。また、申請地の●●の地番の隣にあります地番●●の建物が、今回の譲渡人と譲受人の居住地となります。

申請案件資料297番を御覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんは親子関係にあり、数年前より同居をされております。母親の高齢に伴い、今後の管理を考え、子供である●●さんは無償で名義移転をした

いとの話合いが合意に至り、今回の申請となりました。3筆の田につきましては、宮内区に長年委託管理をしていただいております。水稲耕作田として適正に管理されております。また、2筆の畑につきましては、自宅とつながっておりますので、果樹や家庭菜園として管理していくと、そういったお話を聞いております。譲受人の営農計画書や農地に係る誓約書も添付されており、何ら問題なく許可相当と思われまます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位298番の提案理由の説明を、地元委員の松浦委員に求めます。

○松浦委員 それでは、御説明させていただきます。受付順位298番の航空写真を御覧ください。申請地は和田山町竹田●●番地、国道312号線がありますが、上のほうが和田山方面、左にずっと下がって姫路方面ということになります。その竹田城下町交差点から南に約50メートルほど進み、そこを左折、さらに100メートルほど進んだところに当該地があります。申請人の●●さんと所有者の●●さんとは親戚関係にあり、このたび遺産贈与の形で申請地を取得されました。●●さんの自宅の隣の土地でもあり、ここで果樹栽培や野菜を栽培したいとのことで、このたび申請となりました。事業計画の内容から見ても、周辺住宅及び周辺農地への支障もなく、何ら問題なく許可相当と思ひます。御審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位299番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、御説明させていただきます。受付順位299番の航空写真を御覧ください。申請地は和田山町宮田区となります。所在の説明ですが、写真に写っております大蔵小学校を目印にいただひて、北に200メートルほどのところにあります、地番●●の田となります。また、その左のほうに、ちょっと見にくいですけれども、住宅地の地番●●が譲受人の自宅となります。

申請案件資料の299番を御覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。今回、譲渡人となる共同所有者4名と、譲受人の●●氏との間で3条有償移転の合意があり、今回の申請となりました。もう少し具体的に述べますと、今回の申請地は、譲受人の●●氏が委託を受けて過去より水稲耕作を行っている田であり、実質的に適正管理といひますか日常管理をされてきました。今回、今後の管理のことを考え、買い取ってもらえないかという共同名義人の代表からのお話があり、双方で合意に至り、今回の申請とな

りました。譲受人の●●氏につきましては、この辺りの水稻耕作を担っておられる認定農業者であり、今後の適正管理も見込まれます。また、営農計画や農地に関する誓約書も添付されており、何ら問題なく許可相当と思われます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位297番から299番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の大田垣委員のほうから補足説明ございますか。

○大田垣委員 失礼します。4月5日に、佐野委員、吉田委員、池本委員、それから私、4人、事務局2名で現地調査を行いました。今、地元委員からの報告がございましたが、異議ありません、そのとおりであります。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

この3条の関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございますか。

特にないようですので、受付順位297番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位298番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位299番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第162号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位300番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、御説明させていただきます。受付順位300番の航空写真を御覧く

ださい。申請地は和田山町宮内区となりまして、先ほど御説明しました審査案件資料297番と同一の地図で、同一の申請人となります。申請地は地図上、地番●●でありまして、その隣の●●が申請人の居住地となっております。これは隣接しております。

それでは、審査案件資料300番を御覧ください。農地法第5条第1項の規定による申請となります。先ほども述べましたが、譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんは親子関係にあり、数年前より同居をされており、母親の高齢に伴い、このたび子供である譲受人に無償の所有権移転をすることとなりました。それ自体は何ら問題もなく許可相当なのですが、問題は、地目上、田であるところ、現況が露天駐車場の雑種地となっていることです。

この経緯を述べますと、高齢の母親を世話するため譲受人の子供である●●さんが帰郷し、同居を始めました。区内の道路は道幅が2メートルほどしかなく、自動車1台がやっと通れるほどで、不便でもあり危険でもありました。そこで、基盤整備により新設された幅の広い農道が住宅裏にあることに目をつけ、農道と自宅の間にある申請地となります田を埋め立てて、露天駐車場としました。埋立ての際には、造成にも関して宮内区の方や近隣の方々がアドバイスや協力をしてくださり、違反転用である認識は全くなかったようで、今回の申請の時点で間違いに気づき、重大さを認識されたとのことでした。既に雑種地となっておりますが、これまでの経緯や譲渡人、譲受人双方の始末書による反省の弁や、地元区長、農事部長、隣接地所有者、土地改良区等、関係者全員の同意書も添付されておりますし、申請地については農振農用地地域外である旨の証明もなされており、許可相当と思われま。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位301番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。それでは説明させていただきます。受付順位301番ですが、譲渡人の●●さんにおかれましては、当該地を数年来より売却希望をされておりまして。なかなかやっぱり買手がつかず、このたび代理人である●●さんのほうに相談された結果、譲受人の●●さんのお話がまとまり、今回の申請に至っております。

それでは、受付順位301番の航空写真を御覧ください。国道312号線加都交差点を竹田城、山城の郷方面に進んでいただき、踏切を渡りまして100メートルほど行きました右側に申請地がございます。各種基準にも適合しており、許可相当と思われま。ので、慎重審議よろしくお願ひいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位302番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 失礼します。それでは、御説明させていただきます。受付順位302番は、賃貸集合住宅及び露天駐車場を建設する案件です。

受付順位302番の航空写真を御覧ください。申請地は玉置のフレッシュバザール和田山玉置店の西側で、里道、水路を挟んで隣接する現況、田、面積、1,034平米の農地です。借受人は貸付人と親子関係で、権利種別は使用貸借権になります。このたび借受人が賃貸集合住宅6戸及び露天駐車場を建設するため、貸付人との合意に至ったので、農地法第5条の申請がありました。

申請案件審査資料を御覧ください。立地基準については農振除外区域にあり、第3種農地に該当します。一般基準に基づき、資力・信用について見積書及び融資及び自己資金の残高証明により確認しました。事業計画及び事業内容からも目的が果たされると思われま。影響のある他法令はなく、第1種住居地域内の賃貸集合住宅用地として適正と思われま。隣接は宅地であり、地元区長、農事部長及び水利代表の同意も得られております。なお、道路法の24条申請も添付されており、何ら問題なく許可相当と思われま。御審議よろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位300番から302番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の佐野委員のほうから補足説明ございますか。

○佐野委員 失礼します。4月5日に大田垣氏、佐野、吉田氏、池本氏、それから事務局2人で慎重に回ってまいりました。何の問題もございませんので、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、第5条の3件につきまして、御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位300番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位301番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位302番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第163号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、高本委員、米田隆至委員、細見委員が議案第163号の関係者でありますので、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。

議案第163号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。朝来市農林振興課の福富と申します。

それでは、農用地利用集積計画の概要について説明をさせていただきます。

まず初めに、今回、トータル158筆の利用権設定が行われますけれども、利用権の終期がこの3月31日で切れているものが多くありまして、その継続の利用権設定ということになっております。

それでは、集積計画の概要についてのページ1の利用権設定に係る面積、筆数及び戸数について順に説明させていただきます。まず、利用権設定する農用地の区分といたしまして、田が面積214,586.28平方メートル、筆数140筆、畑、面積が19,777平方メートル、筆数が18筆、合計234,363.28平方メートル、計158筆。利用権の設定を受ける戸数が46戸、利用権を設定する戸数が93戸となっております。

次に、設定する利用権の概要につきまして、使用貸借権が146筆、222,446.28平方メートル、賃貸借権が12筆、計11,917平方メートルとなっております。

次に、利用権の終期といたしまして、令和6年3月末が14筆、22,299平方メートル、令和7年3月末、4筆、6,576平方メートル、令和8年3月末、30筆、36,618.28平方メートル、令和9年3月末、2筆、1,821平方メートル、令和10年3月末、78筆、128,155平方メートル、令和12年3月末、1筆、1,625平方メートル、令和15年3月末、25筆、31,305平

方メートル、令和16年3月末、2筆、3,647平方メートル、令和21年3月末、2筆、2,317平方メートルとなっております。

また、次のページからにつきましては、それぞれ利用権の設定を受ける者及び設定する者の氏名等を記載させていただいております。

また、数ページめくっていただきますと、それぞれ利用権の設定を受ける者、小作者の一覧でしたり、次のページにつきましては、利用権を設定する者、地主、地権者の一覧を掲載させていただいておりますので、御確認いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

○石原会長 ありがとうございます。

ひょうご農林機構の借受者、具体的に誰か分かってますか。

○担当課 下の2つ●●さんの件につきまして、●●さんですね。●●さんにつきましては、農林機構が一旦借り受けて、現在、調整中ということになっております。

○石原会長 分かりました。

それでは、皆さんのほうから、この件につきまして御質問等ございませんか。継続案件が多いということで、ちょっと件数が多かったですけれども。

特にないようですので、議案第163号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、お戻りください。

以上で本日予定しておりました議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理者に御挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後2時12分終了)